



平成 16 年 5 月 6 日

各 位

会 社 名 ヤ フ 一 株 式 会 社
代表者の役職名 代表取締役社長 井上 雅博
(コード番号 4689 東証第一部)
問い合わせ先 取締役管理本部長 梶川 朗
電 話 03-6440-6170

ストックオプション(新株予約権)に関するお知らせ

当社は、平成 16 年 5 月 6 日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を平成 16 年 6 月 17 日開催予定の当社第 9 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社ならびに当社子会社の取締役および従業員に対し、当社グループの経営参加意識を高め、業績がより反映された報酬体系とするため、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1)新株予約権割当ての対象者

当社ならびに当社子会社の取締役および従業員とする。

(2)新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式1,000株を総株数の上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数についてのみ行われ、当該時点で発行されていない新株予約権については、株式分割の場合は当該調整を行わないものとし、株式併合の場合は当該調整を行うものとする。調整の結果 1 株の 100 分の 1 未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行する場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く)、他社と吸收合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸收分割を行う場合、当社は目的たる株式数の調整を行うことができるものとする。

(3)発行する新株予約権の総数

1,000個を上限とする。(新株予約権 1 個当たりの目的たる株式数は当社普通株式 1 株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合等を行った場合は、上記(2)と同様の調整を行うものとする。)

(4)新株予約権の発行価額

無償とする。

(5)新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権の目的たる株式1株当たりの払込みをすべき金額（以下「払込金額」という）は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権を発行する日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に売買がない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は後者の価格とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行する場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後} = \text{調整前} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

(株式併合の場合は併合株式数を減ずる)

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は払込金額の調整を行うことができるものとする。

(6)新株予約権の権利行使期間

平成18年6月18日から平成26年6月17日までとする。

(7)新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社ならびに当社子会社の取締役および従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任した場合、または取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。

その他の権利行使の条件は、本総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(8)新株予約権の消却

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき、株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

当社普通株式の終値が、新株予約権の行使に際して払込むべき金額（(5)記載の調整を行う場合は調整後の払込金額）の2分の1を継続して1年間下回るときは、新株予約権を無償にて消却することができる。

本件新株予約権は、新株予約権の割当てを受けた者が(7)に定める条件により、権利行使する条件に該当しなくなった場合は、その新株予約権を無償で消却することができる。

ただしこの消却処理については、権利行使期間が終了した後に一括して行うことができるものとする。

(9)新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

(10)その他新株予約権に関する細目については、取締役会において決定する。

(注) 上記内容については、平成 16 年 6 月 17 日開催予定の当社第 9 回定期株主総会において「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以上